

令和7年11月14日

一般社団法人日本経済団体連合会 御中

内閣府大臣官房総務課制度室

官報に掲載する公告への法人番号の任意の記載に係る周知について（依頼）

平素より、官報の発行に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

貴連合会から規制改革・行政改革ホットラインに提案いただきました「組織再編等における公告事項への法人番号の追加」につきましては、令和7年度の規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）に記載のとおり、株式会社等の法人の合併、資本金の額の減少、解散その他の会社法（平成17年法律第86号）などの法令により法人に対して官報に公告することが義務付けられる事項を官報に掲載する際に、法人番号を任意で記載することができるよう、当該官報公告の原稿のひな型に法人番号の記入欄を設けるとともに、法人番号を記載して官報公告を行うための専用ページを開設するなどの取組を実施いたしました。

つきましては、貴会加盟の各法人（及びその関連法人）あてに、別紙について御周知いただきたくお願い申し上げます。

【参考】規制改革実施計画

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/250613/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/250613/01_program.pdf)

※Ⅱ 2 (3) No. 1 組織再編等における公告事項への法人番号の追加 (49ページ)

以上

【担当】

内閣府大臣官房総務課制度室 鈴木、喜地

TEL : 03-5253-2111

MAIL : g.soumu-kanpou.u6t@cao.go.jp

【参考】

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

（3）スタートアップ・イノベーション促進

No. 1 組織再編等における公告事項への法人番号の追加

【a:措置済み、b:略】

＜実施事項＞

a 内閣府は、組織再編等の公告（株式会社等の法人の合併、資本金の額の減少、解散その他の会社法（平成17年法律第86号）などの法令により法人に対して官報に公告することが義務付けられるものをいう。）について、事業者における法人照合（事業者の取引先である法人と官報公告に掲載された法人との照合をいう。以下同じ。）に要する事務負担の軽減を図る観点から、官報公告の掲載を行おうとする者（以下「掲載依頼者」という。）による法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する「法人番号」をいう。以下同じ。）の記載を促進するため、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）と調整の上、官報公告の原稿のひな型に法人番号の記入欄を設け、また、オンラインで官報公告の掲載申込みを受け付けている取次店（国立印刷局との官報公告の取次ぎに係る契約に基づき、掲載依頼者の委託を受け、官報公告等を掲載するための手続を行う法人をいう。）において、例えば法人番号を記載して官報公告を行うための専用ページを開設し、当該ページで、官報公告に法人番号を記載可能であることを明示するとともに、官報公告の原稿のひな型を提供することなどにより、オンラインでの官報公告の掲載申込みの際にも法人番号の記載を可能とする環境整備がなされるよう、国立印刷局に協力を求める。あわせて、内閣府は、国立印刷局が作成するパンフレットに、官報公告に法人番号が記載可能であることを明記することを求める。

b (略)